

JAとうかつ中央 公式キャラクター誕生！

JAとうかつ中央の公式マスコットキャラクターをご紹介します。
今後、様々な場所に登場いたします当JAの新しい顔です。
みなさま、愛と親しみを込めて育ててくださいませ！
どうぞよろしくお願いいたします。

はじめまして！

なしこまどん

です



JAとうかつ中央の広報宣伝担当で、とうかつ中央管内の、とある神社仏閣の守護狛犬。

いにしえより、東葛地方を見守って守護してくれて来たありがたい狛犬さま。いつもは透明霊体状態になっており、神社社務所の巫女さんが操作しているスマホ画面や、ネット動画を良く見ている。そのため、今の世情にはやたら詳しい。

梨・ネギ・イチゴ・枝豆が大好きで、梨の帽子をかぶり、ネギのマフラーを着けていて自分ではオシャレと思っている。性格は温厚で人一倍人情に厚く、困った人を見ると何とかしてあげたいと思い、影ながら一生懸命手助けしてくれる。何か不運な事があっても、なんとなく最後にうまく行くのは、この「なしこまどん」のおかげである。



今後、なしこまどんの活動を順次紹介してまいります。ご期待ください！
なしこまどんに関するご取材等は当組合総務部広報課までお問い合わせください。



なしこまどん の使用について

「なしこまどん」は、「農」と「食」を通じた地域活性化を目的とする当組合の活動に関することに無償で使用できます。使用可能な範囲、対象者は以下のとおりとなります。利用規約をご確認の上、使用ご希望の場合は、JAとうかつ中央総務部広報課 もしくは、最寄りのJAとうかつ中央支店までお問い合わせください。

◆使用対象者

当JAの**正組合員**もしくは組合員で構成される団体。ただし次のいずれかに該当する場合は対象外といたします。

1. 当JAの品位を傷つけ、または傷つけるおそれのあるとき。
2. 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。
3. 特定の個人、団体を支援または公認しているような誤認を与えかねないもしくはそのおそれのある場合。
4. その他、当JAは不適当とみとめたとき。

◆使用の目的

1. 当JAの組合員が生産した農産物の販売に関する利用
例：パッケージ、チラシ、シール等の広報物など
2. 当JAの組合員が生産・製造した加工品
例：ジャム、クッキー、飲料、レトルト食品など
3. 当JAの取り扱う食材、加工品等の2次使用、販売、販促など
4. 当JAが共催、後援、協力等の支援を行う地域の農業振興を目的としたイベントなどの活動
例：農産物直売会、お祭り、教育用途など

◆使用申請方法

「なしこまどん」のデザインの使用をご希望の場合は、予め、使用についてご申請をお願いいたします。

その後、当JAにて、審査・承認を得る必要がございます。

申請方法等については、総務部広報課（TEL：047-361-2201）もしくは、問い合わせフォームまでお問い合わせください。折り返しご案内をさせていただきます。

◆注意事項

使用にあたっては、利用規約を遵守ください。不正な使用が認められた場合は直ちに利用許可を取り消すことがあります。

使用は、使用対象者に定める当JAの**正組合員**のみとなります。組合員に未加入の方は使用できません。

JAとうかつ中央 公式キャラクター「なしこまどん」に関する利用規約